

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和5年9月

倉 吉 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関 する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	6
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関 する事項	6
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 市町村が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供	
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標利用権設定等促進事業に関する事項	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1 地域計画推進事業に関する事項	10
(1) 協議の場の設置の方法	
(2) 地域計画の区域の基準	
(3) 農地中間管理事業の促進について	
2 利用権設定等促進事業に関する事項	10
(1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件	
(2) 利用権の設定等の内容	
(3) 開発を伴う場合の措置	
(4) 農用地利用集積計画の策定期間	
(5) 要請及び申出	
(6) 農用地利用集積計画の作成	
(7) 農用地利用集積計画の内容	
(8) 同意	
(9) 公告	
(10) 公告の効果	

- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- (12) 農業委員会への報告
- (13) 紛争の処理
- (14) 農用地利用集積計画の取消し等

**3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準
その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項** 17

- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
- (2) 区域の基準
- (3) 農用地利用改善事業の内容
- (4) 農用地利用規程の内容
- (5) 農用地利用規程の認定
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
- (7) 農用地利用改善団体の勸奨等
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助 7

4 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 20

- (1) 農作業の受委託の促進
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 20

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 21

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携
- (2) 推進体制等

第6 その他 21

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係) 22

別紙2 (第5の2の(2)関係) 24

<参考資料>経営モデル類型

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 倉吉市は鳥取県のほぼ中央に位置し、県中部の政治・経済・文化の中核都市として大きな役割を担っている。日本海にそそぐ天神川を中心とする各河川周辺には豊かな水田地帯が広がっており、一方、南西部の大山山麓に及ぶ火山灰地帯には、肥沃な畑地帯が形成されている。こうした立地条件を活かして、水稲のみならず梨を中心とした果樹、スイカ、キャベツなどの野菜、酪農・肉用牛などの多様な生産が複合的に行われており、近年は、施設園芸等の収益性の高い農業への転換が図られている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入し、地域の産地化を図る。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家へ農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。）第2条第4項に規定する農地中間管理機構）を活用し、農用地の利用集積を促進することにより大規模農家及び集落営農組織、農業法人等、新規就農者（青年就農）等の育成を図り、地域複合としての農業発展を目指す。

2 倉吉市の農業構造については、県中部地区の商工業の中心地でもあるため、就労機会が多く兼業化が進み、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、農地の資産的所有傾向が強く、規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、近年、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進みつつある。

一方、市内の中山間地等においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地が一部遊休農地となっており、増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

近年では、野生鳥獣による農作物への被害が拡大し、更なる被害の深刻化、広域化を招いていることや、農業生産基盤を支える農業水利施設の老朽化が進んでいることも担い手不足や遊休農地化の一因となっている。

3 このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和10年度末）の農業経営発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、倉吉市及びその周辺町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね380万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,800時間）の水準を実現できるものとする。また、将来において効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するよう

な青年等の就農を促進するため、新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、就農5年後に達成すべき年間農業所得を概ね8割（主たる従事者1人当たり概ね300万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり概ね1,800時間）を目標とし、これらの経営が倉吉市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

(現状 令和元年度)

総農家数 2,575戸
 耕地面積 3,860ha

(10年後 令和10年度)

2,000戸
 3,790ha

<p>個別経営体 (176経営体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 (157) ・基本構想到達者 (19) <p>1,170 ha</p> <p>組織経営体 (16経営体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農を一括管理・運営している集落営農 <p>32 ha</p>	<p>個別経営体 (195経営体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 (170) ・基本構想到達者 (25) <p>1,734 ha</p> <p>組織経営体 (25経営体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農を一括管理・運営している集落営農 <p>50 ha</p>
<p>準経営体 (17経営体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者14人 <p>24 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン中心経営体 (3経営体) <p>※認定農業者、認定新規就農者、組織経営体を除く</p> <p>5 ha</p>	<p>準経営体 (60経営体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者30人 <p>51 ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プラン中心経営体 (30経営体) <p>※認定農業者、認定新規就農者、組織経営体を除く</p> <p>60 ha</p>
<p>1,231 ha (現状の集積率31.9%)</p>	<p>1,895 ha (集積率50%)</p>

4 倉吉市は、関係機関（市農林課、農業委員会、JA、土地改良区、県、担い手育成機構等）で構成される「人・農地チーム」において担い手や農地等の地域の情報を共有し、幅広く人と農地の問題解決に向けた作戦協議の場としての機能の強化を図っていく。

そして、アンケートによる意向調査や、地図化による現状の問題点の見える化により、話し合いの充実をキーワードに、地域農業の将来の設計図ともいえる農業経営基盤強化

促進法（昭和55 年法律第65号。以下「法」という。）第19条に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の策定に取り組みながら、まずは地域において、誰が、どの農地で、どのような営農をするのかを踏まえて、担い手の掘り起こしや位置付けを行い、最適な農地の集積を進める等、それらの担い手の成長及び経営発展のための面的な展開を進めていく。

具体的には、将来の農業を担う若い農業経営者の意向や、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、営農診断、営農改善方策の助言等を行うこととする。地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導するため、倉吉市農業再生協議会の構成機関・団体となる農業協同組合、農業委員会、農業改良普及所等と十分な連携の下で濃密な指導を行うものとする。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している倉吉市農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を継続する。

さらに、農地中間管理機構や農業委員、農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地中間管理事業（農地中間管理事業法第2条第3項に規定する農地中間管理事業）により一元化された農地の出し手と受け手に係る情報をもとに両者を適切に結びつけ農用地利用配分計画による賃貸借等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地中間管理機構を中核的な事業体と位置づけ、農地集積・集約化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落においては、「地域計画」の作成を手段の一つとして地域での話し合いと合意形成を促進し、地域の担い手となる経営体の設定および集落営農の組織化・法人化を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するように、「人・農地チーム」で事前に意向調査や現状を地図化するなど、話し合いがスムーズに行われるように準備

をした上で、チームの構成員間の役割分担を行い、話し合いの方向性を示しながら、具体的な将来の展望を形にしていき（人・農地プランの実質化）、認定農業者や認定新規就農者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積等の具体的な方策を検討し固めていく。

特に認定新規就農者の確保については、市の特産物である「倉吉スイカ」の販売促進に向け、倉吉西瓜生産部会を中心に「倉吉スイカ販売額16億円プロジェクト」を立ち上げ、認定新規就農者確保のため技術指導体制を整えている。このような取り組みをモデルケースとして、他の品目にも広げ、産地や市内全域で取り組むことで担い手の確保を目指していく。

認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努める。農業経営相談所の機能を活用し、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することにより意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及所等関係機関の連携による指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定締結による農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他兼業農家等にも法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用の認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、倉吉市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 倉吉市農業再生協議会担い手育成部会は、構成する組織（農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所）と連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、認定新規就農者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に倉吉市及び周辺町で展開している優良事例を踏まえつつ、倉吉市における主要な営農類型について次のとおり設定した。

※ 個別経営体 14類型、組織経営 2類型を設定した。なお、個々の経営モデルについて、次のとおり設定した。

別紙参考資料として添付した。

（個別経営体：14類型）

No.	経営類型	作目
1	稲・麦・大豆・作業受託型	水稲、二条大麦、大豆、作業受託
2	稲・野菜Ⅰ型	水稲、大豆、メロン・スイカ、作業受託
3	稲・野菜Ⅱ型	水稲、白ネギ
4	稲・果樹型	水稲、大豆、梨（二十世紀、ゴールド二十世紀、新甘泉、王秋・あたご、秋甘泉）
5	野菜Ⅰ型	スイカ、ブロッコリー、キャベツ チンゲンサイ・ストック
6	野菜Ⅱ型	メロン、ブロッコリー、キャベツ ダイコン
7	野菜Ⅲ型	トマト、キュウリ、ホウレンソウ
8	果樹・野菜型	梨（ゴールド二十世紀、王秋、新甘泉） スイカ、ブロッコリー
9	花木型	カイズカイブキ、サザンカ、ハナミズキ、 サツキ
10	酪農型	生乳、飼料作物
11	肉用牛（肥育黒毛和牛・交雑種）型	肉用牛、水稲
12	肉用牛（繁殖肥育一貫経営）型	繁殖牛、肥育牛、水稲
13	和牛繁殖・稲型	繁殖牛、水稲
14	養豚一貫経営型	肉豚

(組織経営体：2 類型)

No.	経営類型	作 目
1	稲・麦・大豆・作業受託	水稲、大豆、作業受託
2	稲・大豆・野菜・作業受託型	水稲、大豆、白ネギ、作業受託

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような就農5年後に達成すべき目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に倉吉市及び周辺町で展開している優良事例を踏まえつつ、倉吉市における主要な営農類型について、次のとおり設定した。

※ 新規就農者 3 類型を設定した。なお、個々の経営モデルについては、別紙参考資料として添付した。

(新規就農者個別経営体：3 類型)

No.	経営類型	作 目
1	野菜Ⅰ型	白ネギ
2	野菜Ⅱ型	スイカ、ブロッコリー、キャベツ、トマト
3	果樹型	梨（ゴールド二十世紀、新甘泉、秋甘泉王秋）

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

倉吉市の特色ある優れた品質の農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する個別経営体や組織経営体の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手を中心に農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携して研修・指導等に取り組み、高い技術を有した人材の育成・確保を行う。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農をしようとする青年等について、安心して就農し定着することが出来るよう、相談対応・情報提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、農畜産物ごとに受入から定着までのサポートなど、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

特に、倉吉スイカにおいては、倉吉西瓜生産部会が中心となり、担い手や新規就農者の確保・育成のために独自の取り組みを行っているため、これらの優良事例を参考にして、他の農産物への取り組み拡大を図る。

2 市町村が主体的に行う取組

農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携して、倉吉市の農業の魅力、農畜産物ごとの受入体制、具体的な農業経営や生活のイメージ等について、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

地域の担い手となり得る人材については、農業改良普及所等と連携し、相談対応・情報提供しながら農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の中心となる者については、農地中間管理事業や倉吉市担い手規模拡大促進事業の活用により、農地集積・経営規模の拡大・経営の安定化を促し、地域のリーダーとして定着するよう推進する。

新たに農業を始めようとする新規就農者等については、関係機関と協力して、十分な情報収集に努め、青年等就農計画を作成し、経営開始資金や就農応援交付金などの支援事業の活用やその他補助制度を活用した農業用機械等の整備に繋げる。

また、退職後に本格的に農業を始めようとする者については、倉吉市定年帰農者支援事業を活用するなどして、必要な農業用機械や施設整備を補助し、新たな地域の担い手としての定着を図る。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

倉吉市は、鳥取県、農業普及所、農業委員会、農業協同組合等の関係機関との支援体制を構築し、情報収集や相互提供などの全体的な管理・推進を行う。

農業普及所及び農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導や経営の助言を行うなど、就農から定着までのサポートを行う。

農業委員会は新規就農者等に対して、農地等に関する相談対応、情報提供、あっせん等を行い、担い手として地域に定着できるよう環境整備を図る。

近年、新規就農者の多い倉吉スイカでは、令和2年度より生産部会の中に「新規就農担当」を配置し、就農から定着までのサポートを密接に行っている。

情報発信については、生産部会で独自の生産者募集チラシの作成、産地体験会の開催、県外の新規就農相談会への参加など、倉吉スイカの魅力を積極的に発信している。

環境整備については、耕作放棄地を再生し、新規就農者への優先的な配分やトンネル支柱の融通など、新規就農者がスムーズな営農が行えるような取り組みを行っている。

また、就農後もベテラン農家を交えた勉強会や反省会の開催や栽培のQ&Aの作成など、就農初期の技術サポートも行っており、生産性や品質の向上に繋がっている。

これらの優良な事例を関係機関が共有し、他の農産物の生産部会等へ情報を提供するこ

とで、取り組み拡大へ繋げていく。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

倉吉市は、農業協同組合や各生産部会等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、鳥取県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業経営・就農支援センターは、倉吉市から提供を受けた就農受入や農業経営・生活等のイメージに関する情報について、ホームページや就農イベント等を通じて就農等希望者に分かりやすく情報提供する。

農業経営・就農支援センターは、就農等希望者、就農を受け入れる法人等の農業者、その他の関係者から就農等に関する相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、当該者の希望内容や相談の結果等に応じて積極的に研修先や倉吉市の担当者等に紹介する。

農業経営・就農支援センターは、就農等希望者を倉吉市に紹介した後においても、その後の研修・調整・定着状況について倉吉市を通じて随時把握し、関係者と連携して必要な助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、必要に応じて他の市町村等との調整を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェア目標
1, 895 ha	概ね 50%

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用集積については、農業委員会によるあっせんや農地利用集積円滑化事業により利用調整が行われ、地域の担い手となる経営体への農地利用集積などに取り組み成果を上げてきたところである。

しかしながら、第4の1で示す目標を実現するためには、認定農業者や農事組合法人をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営の育成とともに、それら多様な担い手への農地集積が約600ha必要となり、従来どおりの推進手法だけでは実現は困難である。

今後も引き続き（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構を担い手の規模拡大や農地集積、分散錯圃の解消による農地の集団化を支える中核的な事業体と位置づけ、農関係機関との連携を密にしながらかつ地域計画の策定を通じ、農地中間管理事業を最大限に活用していくものとする。

また、事業推進に当たっては、地域内の分散錯圃を整理し、作物別の団地化を進め、担い手の生産コスト削減を念頭に農地集積と農地利用の集積化を図ることが重要となる。

このため、倉吉市農業再生協議会を構成する組織が連携を図りながら、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構と協力し、それぞれの機関が必要な役割を担う体制を構築する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

倉吉市は、鳥取県が策定した「鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、倉吉市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

倉吉市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部の上北条、小鴨及び上小鴨地区の一部においては、高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、担い手農業者が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 中山間地域の北谷、高城、関金地区においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、

施設・機械等の共同化等の集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・復旧を促進し、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

倉吉市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人（団体）制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人（団体）制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

（1）協議の場の設置の方法

地域農業の健全な発展に向けて農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、農業者、鳥取県、農業普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係者を広く参集し、協議の場を設置するものとする。

開催に当たっては、幅広い農業者の参画を図るため、当該区域の基幹作物や地域性を考慮しながら開催時期を決定し、倉吉市のホームページへの掲載や農業委員会での情報提供、自治公民館による回覧などを用いて、広く周知を図る。

また、協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を倉吉市農林課に設置する。

（2）地域計画の区域の基準

地域計画の区域については、自治公民館単位を基本とし、必要に応じて、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域や日本型直接支払制度の協定区域等を参考にしながら、営農体形・地理条件・集落営農組織の有無など、地域の実情に合わせて決定するものとする。

（3）その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

倉吉市は、地域計画の策定に当たって、鳥取県、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組を行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

これらの協議を重ね、様々な努力を払ってもなお、農用地として維持することが困難な農用地については、農地の保全を図るために、活性化計画の作成の検討を進める。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利

用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借受者当該借受地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実な場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設、その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業法第2条第3項に規定する農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利

利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号に掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず、利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

① 倉吉市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用

権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）

から法の基本要綱（平成24年5月31日付け24 経営第564 号）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 倉吉市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

① 倉吉市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 倉吉市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 倉吉市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、倉吉市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 倉吉市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 倉吉市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 倉吉市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、倉吉市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 倉吉市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等しようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が、農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払

(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地

を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

倉吉市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

倉吉市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を倉吉市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

倉吉市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

倉吉市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを倉吉市農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

倉吉市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 倉吉市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（9）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（1）の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 倉吉市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア （9）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（1）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 倉吉市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を倉吉市の掲示板への掲示により公告する。

④ 倉吉市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又

は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 倉吉市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。倉吉市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

倉吉市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を倉吉市に提出して、農用地利用規程について倉吉市の認定を受けることができる。

② 倉吉市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 倉吉市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を倉吉市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 倉吉市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 倉吉市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 倉吉市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構

等の指導、助言を求めてきたときは、倉吉市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

倉吉市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

倉吉市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように J A 鳥取中央農業人財紹介センターの機能を活用し、人材派遣とのタイアップや就農相談会との連携を図る。また、先進的な法人経営等での実践的な研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制など、農業従事の態様の改善に取り組むものとする。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

倉吉市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 倉吉市は、倉吉市農業再生協議会水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水田に麦・大豆などの土地利用型作物を導入し、農家経営の安定に努める。

イ 倉吉市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資するよう配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

倉吉市は、倉吉市農林振興協議会において、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第~~3~~4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、倉吉市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する必要な事については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1 (第5の2の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合は、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）
1 存続期間は3年（農業者年金制度 関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。
2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。
3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。
② 借賃の算定基準
1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。
2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。
3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。
4 借賃を金銭以外のものでも定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のものでも定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12 経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。
③ 借賃の支払方法
1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。
2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。

3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。

④ 有益費の償還

1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。

2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき倉吉市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）

Iの①に同じ。

② 借賃の算定基準

1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。

2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。

3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③ 借賃の支払方法

Iの③に同じ。

④ 有益費の償還

Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間

Iの①に同じ。

② 損益の算定基準

<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営の受託に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③ 損益の決済方法
Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④ 有益費の償還
Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
② 対価の支払方法
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③ 所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。